

主催：厚生労働省・内閣府

児童虐待は 社会全体で 解決すべき 問題です。

11月は児童虐待防止
推進月間です。

心
の
目
あ
な
た
と
地
域
の
気
づ
く
の
は



児童虐待とは、

【身体的虐待】	なぐ け 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼ 溺れさせる など
【性的虐待】	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
【心理的虐待】	言葉によるおど 脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子ども目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもは激しく揺さぶられたり、頭を叩かれたりするような大きな衝撃を与えられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所(全国共通ダイヤル)や子育て支援課へ連絡・相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

相談
問合せ

市子育て支援課児童家庭係 72-2111内線474
72-7480(直通電話)
児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000